

大規模メガソーラー建設に対する市の姿勢について

市長は 3 月議会の所信表明で近年の台風の大型化、局地的豪雨災害などの認識、集中豪雨による土砂災害から地域住民の生命財産を守る決意、急傾斜地の危険性の認識を示された。

5 月 10 日、夜半に降った 24 時間雨量 139mm の僅かな雨で永水のメガソーラー建設現場で多くのガリー侵食が発生し、2 つの調整池が溢れた。これ以上の雨が降り続いておれば永水地区、東襲山地区に甚大な被害が及ぶところであった。まさに市民の生命財産を脅かす恐れがあった事になる。

現地はその直前、4 月 27 日、環境福祉常任委員会の所管事務調査を行ったばかりで、まさかこのような状態になるとは予想もしなかった。間も無く一ヶ月過ぎようとしているが、土砂撤去は終わらず、河川の濁りは収まらない。川底へのシラス堆積も随所に見られる。農家の方々は濁り水で稲を育てる苦渋の決断をされた。梅雨に入り、事故の再発も懸念される。事業者は懸命な作業を実施されているが、その効果が中々現れていない。

市長はじめ、職員の皆様の真摯な対応に対し、地元農家の皆様に代わりお礼を申し上げる。そこで問う。

- (1) 市長は永水地区の農家の悲痛な声を直接聞き、霧島永水の現場を自ら視察された。職員から現地の報告も届いていると思う。現場を見ての率直な感想、今後どうすべきかを問う。

市長：5 月 10 日の降雨により、霧島永水の太陽光発電所建設現場において、土砂流出が発生したが、現地を視察したところ、あらかじめ報告を受けていた 1 時間 36 ミリという雨量で、これほどの状況が発生するものかと驚かされるとともに、改めて自然の脅威とシラス土壌の脆弱さを痛感した。

中でも、いたるところで侵食を受けた法面や、泥水で満水になっている調整池などが印象に残っており、雨水対策が十分でなかったという感想を抱いた。

このような状況を受け、市長としては、梅雨時期を控えていた事もあり、早急に災害対策を講じる事が、市民の生命、財産を守るために、最善の対応であると判断し、事業者に対し、適切な処置を講ずるよう改めて要請した。

加えて、許可権者である県に対しても、本市と連携を図りながら適宜、事業者に必要な指導を行っていただくよう強く要請した。

- (2) 住民は多大な迷惑を蒙っている。市民は市の業務範囲、県の範囲がわからない。市が業者と交わした開発協定書 5 条には『必要と認めるときは、建設工事の進捗状況等について立ち入り調査し、改善すべき事項を指示する事ができる。』と記載されている。市が指示できる範囲、県との協働体制を問う。

建設部長：霧島永水の太陽光発電所建設事業者との開発協定書は、鹿児島県土地利用対策要綱に基づき、市と事業者が協定を取り交わしたものであり、事業運営を終了するまで継続して効力を有するものと理解する。

県は、同要綱に基づく適切な指導を行い、必要な限度において報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告を行う事ができるとなっており、開発協定を履行しない者のうち必要と認められるものに対しては、同要綱に基づく公表等を行う事とされている。

なお、この開発に際し、事業者は、森林法に基づく林地開発の許可も受けているので、事務の取扱いについては、先の鹿児島県土地利用対策要綱に優先して行われるものと認識する。

従って、県は主として林地開発等に規定される専門的な技術指導や、許可条件に付した内容についての全般的な指導を行い、市は市民の安心安全の面から開発協定に基づき、事業者が守るべき基本的な内容について、指導を行うものと理解している。

- (3) 霧島大窪田口に跨る 56 万坪の急傾斜地に 48 メガのメガソーラー建設計画がある。永水のメガソーラー建設現場よりも危険な場所である。地元にお住まいの方々、河川関係の方々の反対意思表明が

多く寄せられている。この件について事業者から事前相談の申し入れはあったか？ その内容はどのようなものであったかを問う。

建設部長：本年 2 月に関係者から相談を受け、林地開発や土地利用協議の県の所管課を紹介した。

(4) 6 月 1 日、再生可能エネルギー設置のガイドラインが作られたと新聞報道があった。概要を問う。

市長：再生可能エネルギーは、国の政策において、地球温暖化対策や電源構成の方向性を左右する重要なエネルギー源として、導入促進されており、平成 24 年 7 月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」いわゆる FIT 法に基づく固定買取制度が開始されて以来、着実に増加している国産のエネルギー源である。

私も 3 期目の重要政策として、再生可能エネルギーの導入促進によるエネルギー 100% 地産地消を市民に対する約束に掲げ、環境への配慮がなされ、住民の理解が得られた開発については、積極的に推進している。

この推進に当たり、メガソーラーなどの設置に伴う大規模開発等により、地域の自然環境、生活環境、景観等が損なわれる事のないよう必要な対応を協議してきた。本年 5 月には、再生可能エネルギー発電事業と地域の良好な環境保全との両立を図る事を目的とした「霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」を策定し、6 月 1 日より運用を開始した。

本ガイドラインの概要は、住民等との合意形成や災害防止等の配慮事項を事業者への重要課題と位置づけ、これらを遵守する事を求めている、さらに、観光立市霧島市として、国立公園や幹線道路周辺等、景観上特に配慮を要する区域を設定するなど、事業者に対し、景観保全に必要な対応を強く求めていくものである。

市長としては、本ガイドラインの運用により、発電設備の秩序ある整備や管理がなされ、併せて、再生可能エネルギーを活用した地域活性化等にも寄与していくものと考えている

(5) 3 月議会で景観条例を改正し、メガソーラー建設の抑止力を高める事の検討を行うとの答弁を受けた。景観条例の改正方針、その進捗状況を問う。

建設部長：景観条例の改正については、太陽光発電施設の設置について、景観法に基づく届出の対象とするよう所要の改正を検討している。本条例の改正にあたっては、庁内での意見の調整や景観審議会等での審議を踏まえるなど、手続き上の問題があるが、できる限り早期の改正を目指す。

質問席での Q & A

市民の生命財産を守るのは市の重要な役割との認識から再質問する。

霧島永水のメガソーラー建設現場の惨状の画像を提示。

Q：開発協定書 15 条には災害発生時の報告義務が規定されている。市が事業者から報告を受けた時間を問う。

都市計画課長：事業者の方からは直接聞いていない。

Q：開発協定書に定められた報告義務を怠ったという理解で良いか？

都市計画課長：災害、事故と捉えたかどうかである。そのような意味で報告が届いていない。

Q：報告すべき事を怠ったのかと聞いている。

都市計画課長：報告は届いていない。

建設部長：課長発言を要約する。今回の濁水を事業者が災害、事故と捉えたかが掴めない。業者が報告すべきかの判断をしたか掴めない。問題が生じた事は事実である。基本的に報告すべき事項であった。

Q：当然である。些細な事であっても報告するような指導を要請する。15 条の 2 項に規定された損害賠償条項、この交渉はどのような手順で交渉を行うのか、市民が直接事業者と交渉を行わねばならないのかを問う。

都市計画課長：補償交渉は今後検討する。

Q：今から検討するのか？ 協定書に災害補償規定を盛り込んだのは霧島市である。決まっていないのか？

建設部長：補償の件について、地区や水利組合と結ばれた環境保全協定書に詳細記述がある。一義的には開発業者と地域住民の話し合いがまず成されるべきと思う。

Q：市が結んだ開発協定書に書かれている補償条項について質問している。住民が結んだ環境保全協定書についての質問ではない。

建設部長：開発協定書の補償の件については、地元自治公民館、水利組合にも報告をする。それから遅滞なく損害を受けた者と誠意をもって協議するとともに合理的な範囲でその損害を賠償しなければならないとの規定があり、前の開発の場合（ゴルフ場を指す）は開発協定によって環境保全協定があった。今回は別途の協定になっている。環境保全協定が当事者間で結ばれた協定である。その中では事故や緊急時の措置として詳しい記載がある。『責任をもってすべての被害については補償するものとする』との記載がある。環境保全協定書には市が立会人となっていることから、全く関与しないという事ではない。基本的には両者の間で積極的な交渉がスタートするものと考ええる。

Q：生活環境部に問う。住民と業者で結んだ環境保全協定書には市長の捺印を生活環境部の立会いの上でもらった。補償交渉への同席、助言は期待して良いか？

環境衛生課長：環境保全協定書は市という立場で立ち会っている。環境保全協定書の内容が履行されるよう、市としては見守って行く必要があると考える。

Q：霧島大窪のメガソーラ事業者、相談に来た事業者の名前、及び日時を具体的に問う。

都市計画課長：2月の時点では所有者の代理人が来た。2月25日であった。

Q：事業社名を聞いている。

都市計画課長：現在の所有者の代理である。（現在の所有者は土地登記簿で正信ソーラホールディングスである事は公開情報である）

Q：具体的な所有者名を聞いている。

都市計画課長：相手方の了解を得ていないので、答えられない。

Q：土地売買届出書で明らかになっているではないか？ 福岡のメガソーラの会社ではないか？ 秘匿すべきではない。

今回の洪水で県が原因とか対策をどのように考えているか、承知しているか？

（都市計画課のダンマリが目立ちました）

建設部長：開発中の現地状況についての質問か？（反問）

Q：県議会での永水のメガソーラ開発案件である。県の見解を確認している。

建設部長：県執行部の答弁の要旨は以下のとおり

ゴルフ場を目的とした開発案件では平成 26 年 3 月主要防災施設である防災調整池の工事完了確認を行った。定期的な現地調査も実施している。

平成 27 年 5 月の太陽光発電への変更許可について、①申請の内容に従った開発を行う事、②主要防災施設の工事を先行実施し県の完了確認を受ける事、③災害が発生しないような施工方法をとる事を条件とした。

土砂流出発生後事情聴取と現地調査を行った。土砂流出については①地盤改良や張芝工が一部未施工、②種子吹付け後の発芽が不十分、③土砂流出防止の仮設土のうの設置が不足、④仮設排水路の表面保護が足りない、基本的に施工中の雨水対策が不十分だった。

5月12日の指導内容は①調整池に流入した土砂の撤去を行い、早期にその機能を回復する事、②ブルーシート被覆により、表面侵食を抑制する事、③沈砂池の容量を拡大する事、④水切りや

土砂流出防止のための仮設土のうを設置する事。

県は霧島市とも連携し事業者による対策が確実に行われるよう指導する。

Q：県と市の具体的な情報交換の場はどのように構築されているか？

農林水産部長：永水の太陽光発電の件について、県と商法交換の場を設定してはいない。住民から事業者への説明があった時に県への出会要請は行っている。

Q：建設部長に問う、霧島支所での会合時、振興局の職員と話をした内容の開示を求める。

建設部長：県と市の指導の境界の協議をした。市は技術的な指導は出来ない、市としては開発協定にあるような基本的な内容、5月11日、お互いに指導した。市も書面で指導した。県も指導している。その指導の中で市は2、3の点を事業者に伝えている。侵食を受けた法面や平坦部の復旧を行え、これに対し県は具体的にブルーシートでの被覆の指示をした。

2点目に早急な土砂流出防止を講じるように要請した。開発協定書記載の指導に対し、県は仮設土のうの設置などの具体的な指示をしている。

市としてはA調整池の機能の回復の指導、県は具体的にその補助機能を高める観点から沈砂池の増設などを指示した。県が行ったような具体的な指示は技術上の面で持ち合わせていない。技術的な面は県の指示を待たざるを得ない。基本的な指導とは開発協定にあるような土砂が流れないようにしてくださいとか、下は市の管理、県の管理になる河川であるので河川に流出しないような対策を講じてくださいと言ったような形で指導している。

何とももどかしい霧島市の態度です。ひたすら、お願いします。

その根底には霧島市には土木の技術者がいない事があるようです。本当にちゃんとした技術者がいないのか、必要でないのか、検証が必要です。

Q：住民は県のどこの部署に問いかけたら良いかは分からない。市は住民からの県への通報の窓口を担うという理解で良いか？

建設部長：今までの教訓を受け、総合支所を含めた体制を整えた。身近な総合支所に連絡を入れて欲しい。総合支所から本庁へ連絡が届き、県への連絡はそれぞれの主管課から行き、市で行うべき事は市で行う。このような連絡体制を確立した。

Q：ガイドラインについて問う。霧島市と同様なガイドラインを制定した自治体に茨城県・つくば市、愛知県・田原市がある。霧島市のガイドラインは周知実施報告書の提出条項とか、協定書締結条項とか、除草剤禁止条項などが規定され、優れたガイドラインになっており、設定に携わった関係部署には敬意を表する。

ガイドライン別表3に記載されています関係部署のそれぞれの役割を問う。

環境衛生課長：ガイドラインの本文中に都市計画課がある。都市計画課は良好な景観を保全して行くのに必要な区域を定める担当部署として事業者への指導、助言の役割を担う。関係課一覧の記載がある。耕地課は用水路や里道などの法定外公共物の専用等の許可に関連する行為等について担当する。災害防止の観点から開発行為等に関係する部署として都市計画課や林務水産課など、自然環境や騒音等の公害などについては環境衛生課など、それぞれ関係する部署がそれぞれの役割を担う事が目的であり、これらはガイドライン策定時に合意がなされている。

Q：ガイドラインが制定される前に着工しているメガソーラ施設に対して、どうするかを聞きたい。牧園・関平鉱泉近くの太陽光発電所の説明会が昨日実施されたようだ。開催のいきさつ、内容について問う。

林務水産課長：昨日（6月14日）の午前10時からグリーンビレッジ集会場で説明会が行われた。地元住民約20名が参加した。事業者、設計会社等が出席。牧園総合支所の職員、林務水産課の

職員も参加した。今まで説明会が開かれなかったのは何故か？ 等が議論された。事業者から協力を求めた内容であった。

Q：牧園支所で資料をもらった。この内容について都市計画課は承知しているか？

都市計画課長：持っていない。

Q：41 ページに降水量の記載がある。少ない雨量対応の防災施設を作る事に疑問を感じなかったか？ 資料を持っていないという事であるが、是非、資料を入手した上で納得できるかを検討いただきたい。説明会は午前 10 時に開催されている。午前 10 時の会合に参加できる地元の方は限られる、夜であれば参加できると聞いた。住民説明会のあり方についての見解を問う。

建設部長：建設部も住民説明会の連絡を受けた。建設部として直接受けたわけではない。同席できるものならば同席した。時間については配慮があった方がよい。

Q：もし、そのような相談があれば、業者には夜開催が欲しいという見解と理解する。申入れを要請する。市長は 3 月議会で景観条例の改正を発言されたが、景観条例は上位法として景観法がある。対応は難しいという意見も聞いた。つくば市のガイドラインには『再生可能エネルギー発電設備の設置を規制する条例』が出来るまでの繋ぎである旨の規定がある。新たな条例制定を視野に入れてのガイドラインという理解で良いか？

生活環境部長：つくば市のガイドラインは条例制定までの繋ぎと聞いている。霧島市のガイドラインは、市長答弁どおり、霧島市は再生可能エネルギーを推進している。進めるに当たって無秩序な開発は困る。ある程度のルールを作る事が目的である。新たなルールとして、災害の防止、景観、生活環境の保全など、配慮すべき項目を取りまとめた。併せて近隣関係者との合意形成も重要であると考え、事業者に求めている。このガイドラインは運用上の有効性を持たせた。市はこのガイドラインで規制して行く。将来的にガイドラインで規制困難な状況が出てきた時にはつくば市の例は参考になる。

Q：ガイドラインには事業の周知とか、説明会実施の記載がある。周知する範囲について市に事前相談するとの記載がある。周知する範囲について問う。

環境衛生課長：ガイドラインでは周知の対象者として近隣関係者と表現している。住民は当然の事ながら、再生可能エネルギーの整備によって影響を受ける、その地域で事業などを営んでいる方も存在する。色んなケースも想定される事から近隣関係者とした。その範囲については施設の種類、規模、設置場所の地理的な状況等により異なる。事業計画毎に地元の意見を元に対象範囲を設定する事が重要と考える。

Q：再生可能エネルギー買取制度の改正が成された。その中に事業実施中の点検保守や事業終了後の設備撤去の遵守を求め違反時の改善命令、認定取消しを可能とする事になっているが、この事に対する市の役割を問う。

環境衛生課長：画面表示は改正 FIT 法である。来年 4 月より施行される。この法律では実際に発電事業者が法令に違反していないかどうかを広く確認出来るようなシステムになっている。それに基づいて経産省が関係省庁や自治体からの情報提供を受け、事業者に改善命令を出した上で発電設備の認定を取消す事が出来る事も盛り込まれている。市の役割は国との情報のやり取りになる。市で情報を収集する事になるが、地元市民の方々からの情報収集の窓口になり、事業者の管理をして行く事が役割と認識する。

Q：例えば、濁水が発生した、道路へ流れ出した事を認識した時、市に伝えれば、国に通報してもらえるとの理解で良いか？

環境衛生課長：FIT 法改正の目的は当初出された計画がそのとおりちゃんと履行されているかという事になり、仮に違法な状態であれば、国が指導する。いずれにしても違法状態の判断は後で行うとして情報として市に伝えて欲しい。

都市計画課長：国土法の土地売買の届出の件であるが、これまでも答弁しているとおり、市では手続きがされたかどうかは回答できない。

環境衛生課長：（反問）永水の損害賠償について

永水の問題で損害賠償は重要な問題であるので確認したい。環境保全協定書に関する市の損害賠償への立場について述べた。同様に開発協定には損害賠償の言葉が出てくる。開発協定の市の関わりについては平成 22 年に市長名で永水の水利組合の代表に市の開発協定の関わり方についてしっかり示されている。従って私は環境保全協定に関する立会人としての立場の関与の仕方と開発協定で市の関与の仕方は別物として認識しているが、そのように理解してよいか？

議長：再度簡潔に

環境衛生課長：開発協定に関する市の関わり方、具体的に言うと平成 22 年に市長名で永水地区の全水利組合の代表に『協定書に関わる業者への問題指摘は住民が行わねばならないか』の問いに対し『協定書に関しての業者への指摘や改善指導は市が行う』、さらに『協定書における甲（市）は住民意思の代弁者と理解して良いか』との問いに『回答 B と同じ』の回答がなされている。これによれば開発協定による賠償は市も何らかの形で関わらねばならないと認識する。環境保全協定書には当然立会人としての立場で協定の中身が履行されるように推移を見守る。

議員は開発協定に関する市の関わり方と環境保全協定に関する市の関わり方について、それぞれ異なるとの認識を持っていると理解して良いか？

中村：開発協定書が上位にあって、地元はこれを補完するという意味で環境保全協定書を結んだ。万が一、市が関わってくれない時には、住民として行政訴訟を覚悟し環境保全協定書を結んだ。市が開発協定書に書かれている補償条項に積極的に関わり相談に乗って下さる姿勢を示してもらえれば、是非ともそのような方向でお願いしたい。これは永水地区自治公民館、自治会、水路組合とも話している事である。よろしく願います。